



発行
東京都

目次

告示

- 令和三年度東京都補正予算の公表……………一
……………（財務局主計部議案課）
- 生活保護法による介護機関の指定……………五
……………（福祉保健局生活福祉部保護課）
- 知事指定薬物の指定……………六
……………（福祉保健局健康安全部業務課）
- 一般国道の区域変更（二件）……………七
……………（建設局道路管理部路政課）

公告

告示

●東京都告示第千二百七十九号
令和三年十月十三日東京都議会の議決を得た令和三年度の東京都補正予算を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

令和三年十月二十一日

東京都知事 小池百合子

令和3年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和3年度東京都一般会計の補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ336,330,846千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,009,113,404千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
08	国庫支出金	3,303,913,226	309,633,153	3,613,546,379
	01 国庫負担金	217,079,137	5,679,754	222,758,891
	02 国庫補助金	3,070,324,636	303,953,399	3,374,278,035
11	繰入金	1,150,147,417	26,697,693	1,176,845,110
	03 基金繰入金	1,138,415,493	26,697,693	1,165,113,186
歳 入 合 計		10,672,782,558	336,330,846	11,009,113,404

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
02	総務費	243,379,454	4,277,622	247,657,076
	05 区市町村振興費	121,978,566	4,237,622	126,216,188
	07 防災管理費	14,140,379	40,000	14,180,379
08	福祉保健費	1,742,807,903	325,196,803	2,068,004,706
	02 医療政策費	54,403,466	487,726	54,891,192
	04 生活福祉費	158,755,912	18,296	158,774,208
	06 少子社会対策費	324,762,597	1,377,929	326,140,526
	07 障害者施策推進費	202,873,700	454,743	203,328,443
	08 健康安全費	364,018,478	314,234,728	678,253,206
	09 施設整備費	48,789,101	8,623,381	57,412,482
09	産業労働費	3,266,138,070	4,996,076	3,271,134,146
	03 商工業振興費	537,668,366	4,686,377	542,354,743
	05 労働費	48,718,814	309,699	49,028,513
12	教育費	863,695,000	1,106,000	864,801,000
	01 教育管理費	40,377,000	790,000	41,167,000

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
	03 高等学校費	143,123,000	244,806	143,367,806
	04 特別支援学校費	85,758,000	71,194	85,829,194
13 学務費		235,683,000	474,000	236,157,000
	02 私立学校振興費	211,141,000	474,000	211,615,000
17 諸支出金		1,713,621,091	280,345	1,713,901,436
	02 他会計支出金	1,206,269,071	280,345	1,206,549,416
歳 出 合 計		10,672,782,558	336,330,846	11,009,113,404

令和3年度東京都病院会計補正予算

（総則）

第1条 令和3年度東京都病院会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和3年度東京都病院会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

			（既定予定量）	（補正予定量）	（計）
1 患者数					
普通	入院	延	1,208,845人	12,080人	1,220,925人
合計	入院	延	1,569,100人	12,080人	1,581,180人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）		（既定予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第1款	病院事業収益	182,352,755千円	2,367,309千円	184,720,064千円
第1項	医業収益	156,340,465千円	1,256,409千円	157,596,874千円
第2項	医業外収益	26,012,290千円	1,110,900千円	27,123,190千円
収入合計		182,352,755千円	2,367,309千円	184,720,064千円
支出				
第1款	病院事業費用	182,352,755千円	2,367,309千円	184,720,064千円
第1項	医業費用	180,214,981千円	2,367,309千円	182,582,290千円
支出合計		182,352,755千円	2,367,309千円	184,720,064千円

（他会計からの補助金）

第4条 予算第8条の一般会計から補助を受ける金額「40,401,091千円」を「40,681,436千円」に改める。

（たな卸資産購入限度額）

第5条 予算第9条のたな卸資産購入限度額「29,850,186千円」を「30,113,186千円」に改める。

令和3年度東京都一般会計補正予算

予算総則

令和3年度東京都一般会計の補正予算(第16号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,305,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,019,419,304千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科 目	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款 項			
08 国庫支出金	3,613,546,379	886,400	3,614,432,779
02 国庫補助金	3,374,278,035	886,400	3,375,164,435
11 繰入金	1,176,845,110	9,419,500	1,186,264,610
03 基金繰入金	1,165,113,186	9,419,500	1,174,532,686
歳 入 合 計	11,009,113,404	10,305,900	11,019,419,304

歳出

(単位 千円)

科 目		既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
款	項			
09 産業労働費		3,271,134,146	10,305,900	3,281,440,046
	03 商工業振興費	542,354,743	10,305,900	552,660,643
歳 出 合 計		11,009,113,404	10,305,900	11,019,419,304

●東京都告示第千二百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1333226289	医療法人社団菜の花会	東京都町田市南成瀬7-14-1	町田産婦人科 菜の花クリニック	東京都町田市南成瀬7-14-1	居宅療養管理指導	令和3年6月1日
1333226289	医療法人社団菜の花会	東京都町田市南成瀬7-14-1	町田産婦人科 菜の花クリニック	東京都町田市南成瀬7-14-1	介護予防居宅療養管理指導	令和3年9月1日
1344650586	あおい調剤薬局株式会社	埼玉県坂戸市伊豆の山町24-8	あすなる調剤薬局	東京都東大和市上北台3-344-3	居宅療養管理指導	令和3年9月1日
1344650586	あおい調剤薬局株式会社	埼玉県坂戸市伊豆の山町24-8	あすなる調剤薬局	東京都東大和市上北台3-344-3	介護予防居宅療養管理指導	令和3年9月1日
1313024460	医療法人社団新緑会	東京都立川市若葉町3-3-3	鈴木慶やすらぎクリニック	東京都立川市若葉町3-3-3 SKYビル5階	通所リハビリテーション	令和3年7月1日
1313024460	医療法人社団新緑会	東京都立川市若葉町3-3-3	鈴木慶やすらぎクリニック	東京都立川市若葉町3-3-3 SKYビル5階	介護予防通所リハビリテーション	令和3年7月1日
1345051024	アイラム株式会社	東京都多摩市鶴牧1-25-2 ヴィークスステージ多摩センター2階	つぼみ薬局	東京都多摩市落合1-44 多摩中央センター1号館銀行棟3階302号室	居宅療養管理指導	令和3年9月1日
1345051024	アイラム株式会社	東京都多摩市鶴牧1-25-2 ヴィークスステージ多摩センター2階	つぼみ薬局	東京都多摩市落合1-44 多摩中央センター1号館銀行棟3階302号室	介護予防居宅療養管理指導	令和3年9月1日
1393800139	株式会社コナウインズ	東京都八王子市大塚784-1	ぐるーぷほーむ 白糸台	東京都府中市白糸台2-12-3	認知症対応型共同生活介護	令和3年9月1日
1393800139	株式会社コナウインズ	東京都八王子市大塚784-1	ぐるーぷほーむ 白糸台	東京都府中市白糸台2-12-3	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和3年9月1日
1392000160	医療法人社団翔洋会	東京都練馬区大泉学園町8-24-25	大泉学園さくらの家	東京都練馬区大泉学園町7-19-17	認知症対応型共同生活介護	令和3年9月1日
1392000160	医療法人社団翔洋会	東京都練馬区大泉学園町8-24-25	大泉学園さくらの家	東京都練馬区大泉学園町7-19-17	介護予防認知症対応型共同生活介護	令和3年9月1日

●東京都告示第千二百八十一号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和三年十月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 知事指定薬物の名称

別表のとおり

二 指定理由

人の身体に使用することにより、精神に幻覚等の作用を及ぼし、また、これを濫用することにより、人の健康に被害が生じると認められるため

三 施行期日

令和三年十月二十二日

【別表】

	化学名	通称名
(1)	1-[1-(ベンゾ[b]チオフェン-2-イル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類	Benocyclidine、BTCP
(2)	N,N-ジエチル-2-{2-[(4-メトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン及びその塩類	Metonitazene
(3)	キノリン-8-イル=3-[(4,4-ジフルオロピペリジン-1-イル)スルフォニル]-4-メチルベンゾアート及びその塩類	2F-QMP5B
(4)	N-(アダマンタン-1-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	ACHMINACA、Adamantyl-CHMINACA

●東京都告示第千二百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、一般国道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十月二十一日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和三年十月二十一日

東京都知事 小池百合子

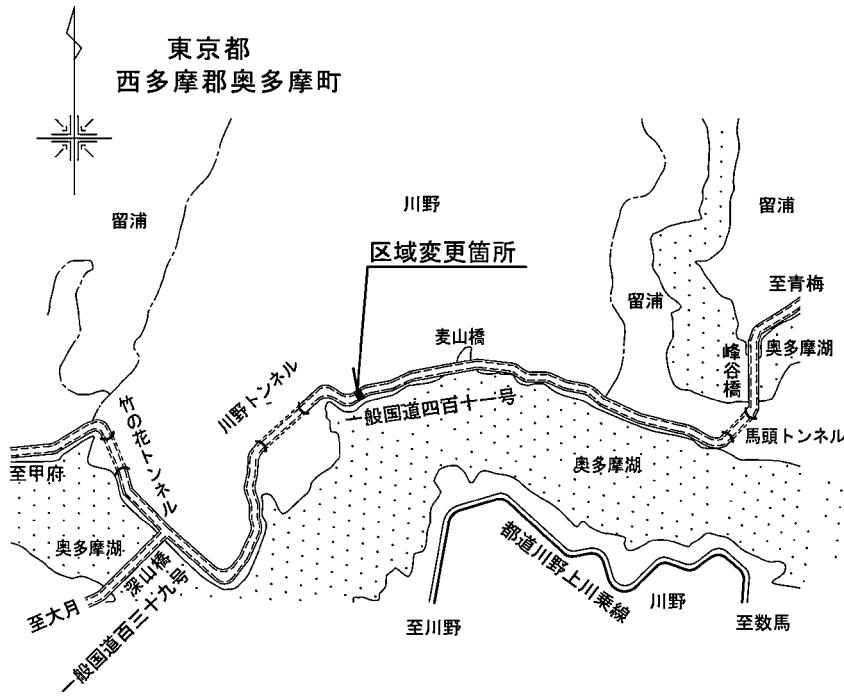
一 路線名 四百十一号

二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町川野字大津く二百四十四番五地内

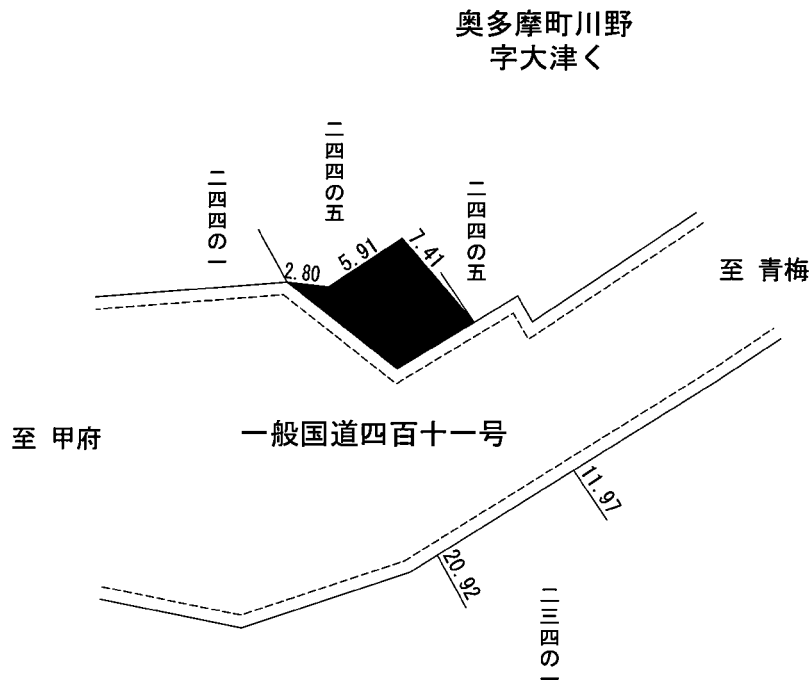
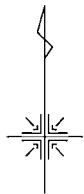
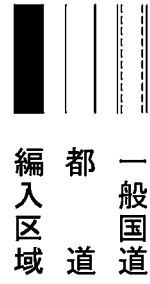
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

一般国道四百十一号区域変更略図
西多摩郡奥多摩町川野地内



延長 一〇・三〇メートル
面積 四九・九九平方メートル



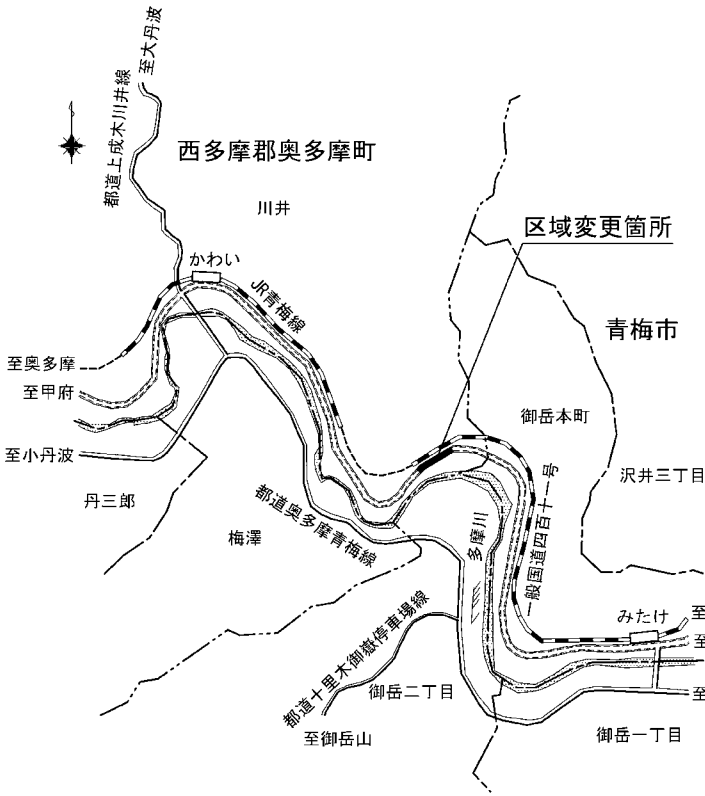
●東京都告示第千二百八十三号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項
 の規定により、一般国道の区域を次のように変更する。

別図

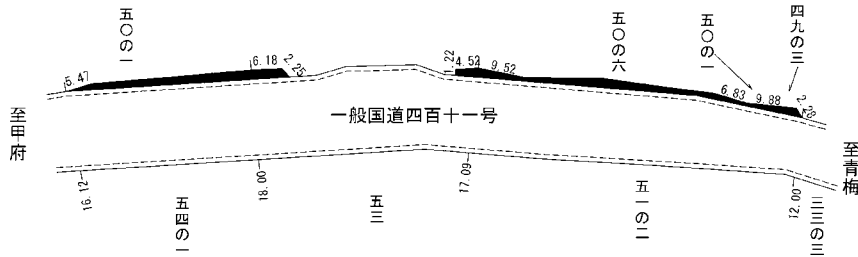
一般国道四百一十一号区域変更略図 西多摩郡奥多摩町川井地内



延長 一四五・九三メートル
 面積 一五三・〇五平方メートル



西多摩郡奥多摩町川井
 字丹縄



その関係図面は、令和三年十月二十一日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和三年十月二十一日
 東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 四百一十一号
- 二 変更の区間 西多摩郡奥多摩町川井字丹縄四十九番三
地先から同所五十番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

あきる野市伊奈字北伊奈三百
二十番一、三百二十二番一及
び同番三
あきる野市伊奈四百五番地
澤田 次
国立市中一丁目七番十二、同
港区芝二丁目三十一番十九
番十三及び同番九十
号

総合地所株式会社
代表取締役 関岡桂二郎

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があったので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を

添えて、令和三年十月二十一日から四月以内に東京都産業
労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するよう提出してください。

令和三年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 パシオス多摩境店
- 二 店舗所在地 町田市小山ヶ丘四丁目三番地五
- 三 設置者名 三菱HCキャピタル株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号
- 五 変更前の設置者名 三菱UFJリース株式会社
- 六 変更後の設置者名 三菱HCキャピタル株式会社
- 七 変更日 令和三年四月一日
- 八 届出日 令和三年十月五日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 令和三年十月二十一日から令和四年二月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 一 店舗名 アクロスプラザ若葉台東
- 二 店舗所在地 稲城市若葉台一丁目五十五番
- 三 設置者名 三菱HCキャピタル株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号
- 五 変更前の設置者名 三菱UFJリース株式会社

六 変更後の設置者名 三菱HCキャピタル株式会社

七 変更日 令和三年四月一日

八 届出日 令和三年十月五日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和三年十月二十一日から令和四年二月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 アクロスプラザ若葉台
- 二 店舗所在地 稲城市若葉台二丁目八番
- 三 設置者名 三菱HCキャピタル株式会社
- 四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目五番一号
- 五 変更前の設置者名 三菱UFJリース株式会社
- 六 変更後の設置者名 三菱HCキャピタル株式会社
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社あさひ ほか一名
- 八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社あさひ ほか一名
- 九 変更日 令和三年四月一日ほか
- 十 届出日 令和三年十月五日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 令和三年十月二十一日から令和四年二月二十一日まで。ただし、東

十三 縦覧時間
 京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年十月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和三年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 日本橋高島屋S・C。（本館・新館・東館）

二 店舗所在地 中央区日本橋二丁目四番一号ほか

三 設置者名 株式会社高島屋ほか三名

四 設置者住所 大阪府大阪市中央区難波五丁目一番五号ほか

五 変更前の駐車場の 店舗内ほか 六百二十九台

位置及び収容台数

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 六百二十九台

七 変更前の来客が駐車場を利用するこ

とができる時間帯 午前六時三十分から午後十一時三十分までほか

八 変更後の来客が駐車場を利用するこ

とができる時間帯 午前六時三十分から午後十一時三十分までほか

九 変更前の駐車場の

数及び位置 十八箇所 店舗北東側ほか

十 変更後の駐車場の

数及び位置 十八箇所 店舗北東側ほか

十一 変更日

令和四年六月七日

十二 届出日

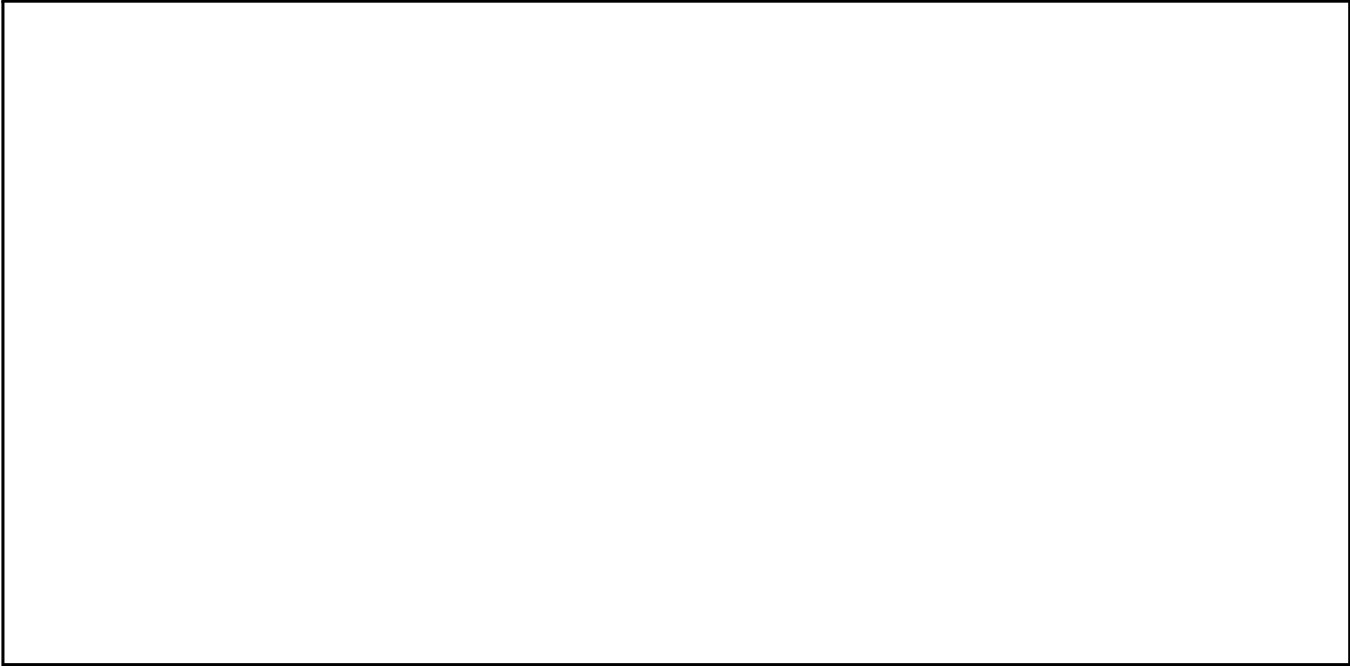
令和三年十月六日

十三 縦覧期間

令和三年十月二十一日から令和四年二月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。



発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

